様式第4号（第12条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

那珂川市福祉事務所長

　　　年　　月　　日付けで申請のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名（申 請 者） | ﾌﾘｶﾞﾅ | 生年月日 | 　　年　　月　　日生　　　　　（　　　　歳） |
|  |
| 児童の氏名（受講者が児童の場合） | ﾌﾘｶﾞﾅ | 生年月日 | 　　年　　月　　日生　　　　　（　　　　歳） |
|  |
| 住　　　所 | （〒　　　－　　　　）　　　　　　　　電話（　　　）　　　－　　　　 |
| 所要費用 | 　　　　　　　　円（入学料　　　　　　円、受講料　　　　　　円） |
| 支給決定額 |  | 受講開始時給付金 | 　　　　　　　　　円 |
|  | 受講修了時給付金 | 　　　　　　　　　円 |
|  | 合格時給付金 | 　　　　　　　　　円 |
| 支払金融機関 | 銀行・農協　信金・信組　 | 本店　支店　 |
| 口座番号 | ゆうちょ以外 | 普通 ・ 当座 |  |  |  |  |  |  |  |
| ゆうちょ銀行 | 通帳記号 | 通帳番号（右詰め） |
| 1 |  |  |  | 0 | の |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人(ｶﾀｶﾅ) |
| （備考） |

[注意事項]

1　支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）

2　支給額は、次のとおりです。

（1）受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の4割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度になります。

（2）受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の5割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度になります。

（3）合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の1割相当額です。受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度になります。

3　合格時給付金の支給を受けるには合格証書に記載されている日から起算して40日以内に、あらためて給付金支給申請書（様式第3号）に添付書類を付けて手続を行う必要があります。